

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
	地区内集落名		
朝日町	泊地区	2021年3月25日	年 月 日
	泊集落、境集落、笹川集落		

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	134.97 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	87.47 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12.93 ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.05 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	50 ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

・法人の認定農業者は経営規模拡大の意向を示しているものの、市街地近辺の狭小農地や中山間地の鳥獣被害を受けやすい農地等の条件不利農地は敬遠され、借り受ける担い手があらず、遊休農地が増加する懸念がある。  
 ・担い手同士の話し合いによる農地の集約化が必要。  
 ・新たな農地の受け手の確保が必要。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### <泊集落>

泊一区の農地利用は、中心経営体である担い手農業者F、認定農業者(法人)G・F、他市町村認定農業者(法人)Aが担う方針。

泊二区の農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人)E・G・C、担い手農業者Eが担う方針。

泊三区の農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人)F・A・C・G、担い手農業者Fが担う方針。

#### <境集落>

農地が少なく、農地利用は、当面地域の個人農家で担い、エゴマ等の栽培により遊休農地の発生防止に努める。将来的に中心経営体に担ってもらべく有害鳥獣対策等の耕作条件の改善を目指す。

#### <笹川集落>

農地利用は、中心経営体である担い手農業者A、集落営農組織Aが担う方針。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(基盤整備への取組方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(農地中間管理機構の活用方針)

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

地域による鳥獣害対策として、侵入防止柵の設置や捕獲体制の強化に取り組む。

(農地の集積・集約化の取組方針)

地区の農地利用は、認定農業者が中心となり農地の集積・集約化に努める。  
中心経営体の規模拡大を促進する。

(新規・特産化作物の導入方針)

米、大豆、麦等の土地利用型作物以外に、境地区を中心に収益性の高いエゴマなどの園芸作物の生産、特産加工に向けたエゴマの生産に取り組む。

## 5 中心経営体

属性	現状		今後の農地の引受け意向	
	経営作物	経営面積	経営作物	経営面積
認定農業者(法人)A	水稻	4.5 ha	水稻	ha
認定農業者(法人)B	水稻	0.7 ha	水稻	ha
認定農業者(法人)C	水稻	6.6 ha	水稻	ha
認定農業者(法人)D	水稻	0.0 ha	水稻	ha
認定農業者(個人)A	園芸作物	0.7 ha	水稻	ha
認定農業者(法人)E	水稻	14.6 ha	水稻	10 ha
認定農業者(個人)B	水稻	0.1 ha	水稻	ha
認定農業者(法人)F	水稻	5.5 ha	水稻	10 ha
認定農業者(法人)G	水稻	10.7 ha	水稻	10 ha
担い手農業者A	水稻	2.3 ha	水稻	ha
担い手農業者B	水稻	0.0 ha	水稻	ha
担い手農業者C	水稻	0.1 ha	水稻	ha
集落営農組織A	水稻	3.7 ha	水稻	ha
担い手農業者D	水稻	1.8 ha	水稻	ha
担い手農業者E	水稻	2.1 ha	水稻	ha
他市町村認定農業者(法人)A	水稻	2.3 ha	水稻	ha
担い手農業者F	水稻	13.4 ha	水稻	20 ha
担い手農業者G	水稻	0.6 ha	水稻	ha
認定農業者(個人)C	水稻	0.0 ha	水稻	ha
認定農業者(個人)D	水稻	0.9 ha	水稻	ha